

京都市訓令甲第12号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成18年11月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表保健福祉局の款保健衛生推進室の項桃陽病院の目を次のように改める。

桃陽病 院	看護師	交替に 午前8時30分から午後 5時15分まで 正午から午後8時45分 まで 午後4時30分から翌日 の午前1時15分まで 午前0時30分から午前 9時15分まで	一般職 員に同 じ	一般職 員に同 じ	4週間を通 じて8日
	調理師	交替に			

		午前6時から午後2時 45分まで		
		午前9時から午後5時 45分まで		
		午前11時30分から午後 8時15分まで		
	栄養士	交替に 午前8時30分から午後 5時15分まで 午前9時から午後5時 45分まで		一般職員に 同じ

附 則

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)